

第十六回 貴族院議事速記録第四號

明治三十五年一月十六日(木曜日)

午前十時十一分開議

議事日程 第四號 明治三十五年一月十六日  
午前十時開議

- 第一 侯爵徳川茂承君、侯爵伊達宗徳君請暇ノ件
  - 第二 明治三十五年度歳入歳出總豫算案並明治三十五年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件
  - 第三 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
  - 第四 畜牛結核病豫防法中改正法律案(政府提出案)
  - 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
  - 第六 北海道土功組合法案(政府提出)
  - 第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(猪木書記官朗讀)

去三十四年十二月二十五日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

大藏省證券條例中改正法律案

特許法中改正法律案

資格審査委員會ニ於テ當選シタル委員長副委員長及豫算委員會分科主査ノ氏名左ノ如シ

資格審査委員會

委員長 三好 退藏君

副委員長

村田

保君

豫算委員會分科會

第一科主査 子爵曾我 祐準君

第二科主査

小松原英太郎君

第三科主査 伯爵清 棲 家教君

第四科主査

伯爵坊 城 俊章君

第五科主査 子爵谷 干 城君

同月二十六日衆議院ヨリ政府提出畜牛結核病豫防法中改正法律案ヲ受領セリ

同月二十八日衆議院ヨリ左ノ通牒ヲ受領セリ  
本院ハ明二十九日ヨリ明治三十五年一月二十日迄休會候間此段及通牒候也

明治三十四年十二月二十八日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

明治三十五年度歳入歳出總豫算案並明治三十五年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

網野善右衛門君

去十日貴族院令第一條五項ニ依リ貴族院議員ニ任セラル依テ第一部ニ編入セリ

去十三日政府提出北海道土功組合法案ヲ受領セリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、侯爵徳川茂承君五週間、侯爵伊達宗徳君三十日間、共ニ病氣ニ付キ請暇ヲ願ヒ出テ居リマス、御異議ガナクバ許可致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十五年度歳入歳出總豫算案並明治三十五年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件、審査期限ヲ定ムル件

○子爵曾我祐準君 豫算案ニ付キマシテ、チヨイト質問致シタウゴザイマスカ、國務大臣ガ出テ居リマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 出テ居リマス

○子爵曾我祐準君 唯今宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

○子爵曾我祐準君 總テ豫算ト云フモノハ成ルタケ一聯ニシテ議院ニ提出セシレタイモノト思ヒマス、尤モ豫期セザル追加豫算ノ如キハ致方ガナイガ、此歳出歳入總豫算説明書ノ第一項ニモ臺灣ノ經費補充金ハ財源ニ充用スル所ノ追加豫算トシテ出スト云フコトガアリマスカ、未ダ提出サレヌヤウデアリマスガ、イツ頃提出サレルノデアリマスカ、御尋致シタイ、是ガ一箇條、其他枝光ノ製鐵所ノ如キモ追加豫算ガ出ルヤノ如ク思ハレマスカ、豫期シ能ハ

ナイ所ノモノハ致方ガナイガ、豫算ト云フモノハ一聯ニシテ見ナケレバ實ハ本當ノ豫算トハ思ヒマセヌ、追加豫算ハ豫メ期シ能ハヌ所ノモノデゴザイマス、ソレデ追加豫算ハ成ルタケ早ク提出シテ貰ヒタク思ヒマス、即チ本豫算ト共ニ議スレバ大イニ便利デアルト思ヒマス、政府ノ御都合ヲ一應御尋シタウゴザイマス

〔政府委員阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(阪谷芳郎君) 御答致シマスガ、臺灣ノ豫算ハ少シ行政整理等ノ都合ガゴザイマシテ、總督ガ臺灣ニ參ラレマシタ其結果、アチラデモ御都合ガアツタカラシテ、コチラニ歸著ガ後レマシタガタメニ十二月ニ豫算ノ審査ニ這入リマシテ、丁度調製ガ出來マシタ、然ル處ガ審査期限ガ切迫致シマシタニ付キマシテ此一月ノ開會ヲ待チマシテ提出致スコトニ致シマシタ、ソレカラシテ枝光ノ製鐵所ノ追加豫算ノコトハ是ハ種々調査致シマスル都合ガ生ジマシタ、事業ガ果シテドウ云フ景況ノ下ニ在ルカト云フコトモ能ク調査致サネバナリマセズ、又從ッテ財源等ノコトニ付キマシテモ調査致シマスル都合ガゴザイマシテ何分マダ追加豫算ガ確定致シ兼ネテ居リマスガ、此處デ又至急ニ調査ヲ遂ゲマシテ何分ノ決定ヲ致スコトニ付テ居リマス

○子爵曾我祐準君 イツ頃提出ニナルト云フ期限ハ豫メ明言ハ出來マセヌカ

○政府委員(阪谷芳郎君) マダ農商務省ト大藏省トノ間ニ少シク調査ヲ要スルコトガ殘ッテ居リマスガ、成ルタケ差急イデ居リマス

○子爵曾我祐準君 豫算案竝ニ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スルノ件、此審査期限ハ今日ヨリ三週間ノ期限ヲ以テ調査致シタク考ヘマス、ドウカ諸君、此期限ニ御同意アラントヲ……

○子爵堀田正義君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 曾我子爵ノ三週間ト云フノニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ其通致シマス、畜牛結核病豫防法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔仙石書記官朗讀〕

畜牛結核病豫防法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十四年十二月二十六日

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

衆議院議長片岡健吉

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

畜牛結核病豫防法中左ノ通改正ス  
第十六條中國庫、ノ下ニ「北海道地方費、」ヲ加フ

〔政府委員安廣伴一郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(安廣伴一郎君) 本案ハ至極簡單ナモノデゴザイマシテ結核豫防法ノ第十六條ニ於キマシテ「國庫」ノ下ニ「北海道地方費」ト云フモノヲ唯加ヘマスダケデ、是ハ元ト此法律ノ出來マシタ時分マダ北海道ノ地方費法ガ發布ニナツテ居リマセヌカラ、今度北海道地方費法ト云フモノガ發布ニナリマシタノデ、今日ニ於キマシテ豫防ニ關スル費用モ府縣ト同シヤウニ北海道ノ地方費ヲ以テ分擔スルノガ至當デアラウト云フノデ、此本案ヲ提出ニナツタ譯デゴザイマス、審議ノ上御協賛アラントヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案御異議ガナケレバ委員ノ選定ニ移リマス、是ハ議長指名デ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 北海道土功組合法案、政府提出、第一讀會

〔仙石書記官朗讀〕

北海道土功組合法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十五年一月十三日

内閣總理大臣子爵桂 太郎  
內務大臣男爵内海忠勝

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

北海道土功組合法

第一條 北海道ニ於テ區町村又ハ區町村組合ノ事業ト爲スコトヲ得サル特別ノ事情アル場合ニ限り左ノ事業ヲ目的トシ一定ノ地區ヲ定メテ土功組合ヲ設置スルコトヲ得  
一 農業上必要ナル道路、橋梁、用水、排水又ハ堤塘等ヲ施設維持スルコト

二 農業上ノ有害物ヲ除去シ又ハ豫防スルコト

第二條 組合ハ之ヲ法人トス

第三條 組合員ハ其ノ組合設置地區内ニ於テ組合事業ノ爲直接ニ利益ヲ享クル者及其ノ利益ヲ享クル土地ヲ所有又ハ占有スル者ニ限ル

北海道廳長官ハ必要ト認ムルトキハ組合加入ニ同意セサル者ニ對シ之カ加入ヲ命スルコトヲ得

第四條 組合員組合費ヲ完納セサルトキハ區町村長又ハ戸長ハ組合ノ請求ニ依リ區町村稅徵收ノ方法ニ準シテ之ヲ徵收ス

第五條 組合事業ヲ施行シタルカ爲土地ノ登記又ハ登録ヲ爲ストキハ登録稅ヲ免除ス

第六條 組合ハ主務大臣、北海道廳長官及北海道廳支廳長之ヲ監督ス

第七條 本法ニ定ムルモノノ外土功組合ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則  
本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員大森鍾一君演壇ニ登ル)

○政府委員(大森鍾一君) 此法律案ヲ提出ヲ致シマシタ理由ヲ一言申上ゲテ置キマスルガ、北海道ハ御承知ノ通、道路橋梁排水等ノ事ハ未ダ十分ニ行居イタト云フ有様トハ今日ハナッテ居リマセヌ、而シテ拓殖ノ事業ノ進ムニ隨ヒマシテ少カラヌ道路橋梁等ノ事業ヲ起サヌケレバナラヌ今日ノ必要ニ迫ラレテ居ルノデゴザイマス、然ルニ一方其國庫ナリ或ハ地方費ナリ限ナキ此必要ニ應ジテ速ニ其事業ヲ舉グルト云フコトハ容易ナラヌコトデアリマスルナリ、而シテ又其土功ヲ起スベキ所ノ利害ノ關係ハ或ハ行政區畫ト合一セヌ所ノモノガ往々アリマス、ツレガタメニ其利害ノ關係ヲ持ッテ居ル所ノモノガ組合ヒマシテ道路ナリ橋梁ナリヲ設置セヌケレバナラヌト云フ必要ガ多クアリマス、即チ其農業者ノ利害ノ關係ノアル者ニ此組合ノ法ヲ設ケシメテ速ニ此事業ヲ發達セシメタイト斯ウ云フ必要カラ起リマシタコトデゴザイマス、尙ホ詳細ノコトハ委員會ニ於テ説明ヲ致シマス、速ニ御贊同ヲ冀ヒマス

○村田保君 少々御尋致シタイ、此土功組合法ト云フモノガ今度出來マシタ、之ヲ見マスルノニ他ニモ水利ノ組合ト土木ノ組合トカ或ハ産業組合法トカ云フモノガ色々アリマスガ、何レノ組合法デモ組合法中ニ規約トカ定款トカ云フモノヲ設ケテ地方長官ノ認可ヲ受ケルト云フコトガ掲ゲデアリマスガ、

獨リ此組合法ニハ法律中ニハ命ジテナイノデアリマスガ、此後ノ方ノ七條ヲ見マスルト總テ斯ウ云フモノハ勅令ヲ以テ定メルト云フコトニナッテ居ルヤウニ思ヒマス、併シ他ノ法律デハ法文ニ在リマスノニ獨リ此土功組合法ニ限ッテ勅令ヲ定メルト云フノデアリマスカラ、ツレヲ一ツ承リタイ、ツレト此組合ト云フモノヲ市町村或ハ組合ノ事業ト爲スト云フコトデアリマス、是ハ餘程北海道ニモ澤山ニ出來ルデアラウト思ヒマス、スルト他ノ組合トノ關係ト云フモノモ生ジテ來ルト考ヘマス、一方デ其害ヲ受ケルコトガアリマスガ、他ノ組合トノ關係ト云フコトガ一向見エマセヌガ、サウ云フコトハドウ云フ政府ハ御考デアリマスガ、ツレヲ承リタイ、ツレカラ此三條ノ二項ニ「北海道廳長官ハ必要ト認ムルトキハ組合加入ニ同意セサル者ニ對シ之カ加入ヲ命スルコトヲ得」ト云フコトガアル、北海道廳長官ハ自分ガイヤダト云ッテモ無理ニ命ジテ加入サセルト云フコトニナッテ居リマス、所ガ是ガ昨年モ段々色々ノ法律ガ出テ居リマスガ、總テ此獨リ是バカリデハナク行政官ノ命令ニ不服ナル者ハ訴願ト云フコトガ許シテアル、所謂行政訴訟ト云フモノガ許シテアリマス、之ニ至ッテハ北海道廳長官ガ必要ト認ムルモノハ利害ノ關係ガナイト思ッテモ其命令ニ服サヌケレバナラヌト云フコトニナリマス北海道ノ者ニ限ッテハ行政訴訟ヲ起セヌト云フコトニナッテ居ル、是ハドウ云フ御考デアリマスガ、北海道廳長官ノ命令ナラバドウシテモ受ケナケレバナラヌ、行政訴訟モ許サヌト云フ御主意デアリマスガ、之ヲ承リタイ、ツレト是ハ聊ノコトデアリマスガ、理由書ヲ見マスルト「直接利害關係者ノ組合ヲ設ケ」云々トアリマスガ、此本文ヲ見ルトチットモ害ヲ受ケル者ハナイ、利益ヲ受ケルモノバカリデアアル、デ理由書ト本文トハ主意ガ違フヤウデアリマスガ、是ハ隨分害ヲ受ケルモノモアリハセヌカト思ヒマスガ、其邊ハドウデモ宜イヤウデハアリマスガ、理由書ト本文ト違ッテ居ルヤウニ思ヒマスカラ序ニ御尋致シマス、ツレダケ御答辯ヲ願ッテ置キタイト思ヒマス

(政府委員白仁武君演壇ニ登ル)

○政府委員(白仁武君) 色々御尋ノゴザイマシタ中ニ第一ノ御尋ハ少々承リ洩シマシタカラ、後トデ更ニ承リマシテ御答ヲ致シマス、第二ノ此他ノ組合杯ニ關係シタ箇條ガ見エナイガ、ツレハドウ致スカト云フコトデアリマスガ、實ハ此第七條ニ此法律ノ規定以外ノ事デ必要ノ事柄ハ勅令ヲ以テ定ムルコトニナッテ居リマスノデ、ツレ故ニ他ノ組合等ノ關係ニシテ法令ニ規定致スベキ箇條ガアリマスレバ勅令ニ讓ル譯ニナッテ居リマス、ツレカラ第三條ノ北

海道廳長官が強制加入ヲ命ジマシタ時分ニ行政訴訟ノコトハ如何デアルカト云フ御尋デアリマスガ、是ハ許サズ積デアリマス、此組合ハ府縣ニ於キマスル水利組合ノ如キ大仕掛ノ數村數郡ニ亙ル如キ大仕掛ノ組合デアリマセヌノデアリマスカラ、其利害關係ノ如キモ誠ニ見易キモノデ、誰ガ見マシテモ左程見誤ル如キコトハアリマスマイカト存ジマスノデ、ソレ故ニ北海道廳長官ハ夫ノ機關ヲ以テ取調ベマシタ上ニ利害ノ關係ガアルモノト認定致シマシタナラバ、ソレニ依テ強制加入ヲ命ジマシテモ左程誤ハナカラウカト存ジマスル、ソレ故ニ之ニ對シテノ救済ノ行政訴訟或ハ訴願等ノ救済ノ方法ハ用ヒマセヌ積デアリマス、第一ノ御尋ハ憚デゴザイマスガモウ一度……

○村田保君 第一ノハ斯ウ云フノデス、其總テ組合ト云フモノハ第一ニ定款ヲ定メルトカ或ハ組合員ノ總會ニ於テ定メタル規約ニ依ルトカ云フコトガ他ノ組合法ニハアル、所ガ是ニハナイ、是ニナイカラシテ第七條デ矢張サウ云フモノマデモ勅令ヲ以テ定メテ宜イカト云フコトヲ承ツタ、ソレカラ唯今ノ北海道廳長官ト云フモノハ決シテ間違フスルモノデハナイカラシテ、ソレ故ニ行政訴訟ヲスルコトヲ許サヌト云フコトデスガ、併ナガラ三條ヲ見マスルト云フト利益ヲ受ケル者ガ組合員ニナル、所ガ實際チットモ利益ヲ受ケヌト云フ者ヲ無理ニ組合員トスルコトニナレバ、サウスレバ則チ法律ノ違法處分ニナル、北海道廳長官ガ違法處分ヲスル、ソレデモ行政訴訟ヲ許サナイト云フノハ如何デゴザイマスカ、同ジク日本人民ニシテ……北海道ノ人民デ見レバドウシテモ北海道廳長官ノ處分ダケニハ從ハナケレバナラナイ、ドウモ北海道廳長官ハ神様デナイカラ矢張違法ヲシナイコトハナカラウト思ヒマス、此上ハ議論ニナルカラ言ヒマセヌガ餘程無理ナコトデアル

○政府委員(白仁武君) 第一ノ御尋ニ御答致シマスルガ、此組合ノ創立竝ニ組織解散又監督是ノ如キ規定ハ總テ第七條ノ勅令ニ讓ル積デアリマス、ソレカラ唯今ノ第三條ニ就イテノ御意見ハ又委員會等ニ於キマシテ承ルコトニ致シマシテ御答致スコトハ先刻申上ゲテ置キマシタダケノコトデゴザイマス

○男爵船越衛君 チョット質問致シマス、第三條ノ二項ニ「北海道廳長官ハ必要ト認ムルトキハ組合加入ニ同意セサル者ニ對シ之カ加入ヲ命スルコトヲ得」若シ命ニ應ゼヌトキニハドウ云フコトニナリマスカ、或ハ何カ制裁ヲ御出シニナルカモ知レマセヌガ、ドウモ斯ウ云フ法律文デハ何カ御出シニナルト云フコトニナッテ居リマスカ

○政府委員(白仁武君) 第三條ノ第二項ノ制裁ハ勅令ヲ以テ極メル積デアリ

イマス

○男爵船越衛君 矢張罰金デモ科シテ強制スルノデアリマスカ、若シ強制執行デモサスト云フコトデアレバ法律文ニナイト貫徹セヌヤウニ考ヘマス、ソコラハ……

○政府委員(白仁武君) 強制執行ヲ致シマス積デアリマス

○議長(公尊近衛篤磨君) 他ニ御發議ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス、是レ亦議長指名ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公尊近衛篤磨君) ソレデハ本日ノ日程ハ是デ終リマシタ、唯今御委託ニナリマシタ委員ノ氏名ヲ御報道致シマス

(太田書記官朗讀)

畜牛結核病豫防法中改正法律案特別委員

子爵長岡 護美君 子爵平松 時厚君 子爵永井 尙敏君

田中 芳男君 男爵中川 興長君 男爵島津 珍彦君

三宅 秀君 南郷 茂光君 飯尾 麒太郎君

北海道土功組合法案特別委員

子爵鍋島 直彬君 子爵山井 兼文君 子爵高野 宗順君

男爵北垣 國道君 男爵小澤 武雄君 村田 保君

男爵平野 長祥君 湯地 定基君 中西 光三郎君

○議長(公尊近衛篤磨君) 次ノ日程ハ追テ御報道シマス、今日ハ散會

午前十時三十五分散會